

食品安全委員会（第761回会合）議事概要

日 時：令和元年10月15日（火） 14：00～15：33

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 3名、行政機関10名、一般15名

議事概要

（1）BSE対策に関する調査結果等について

→厚生労働省及び農林水産省から報告

今後、BSE対策に関する報告については、米国、カナダ、アイルランドと同様に、国内も含め3ヶ国以外の国についても、随時の報告を依頼することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・微生物・ウイルス 1案件

乳等省令に係る調製粉乳の審査事項について
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当の山本委員から説明。

本件については、ワーキンググループを設置して審議を行うこととなった。

・農薬 1品目

「イマザピル」（飼料中の残留農薬基準関連）
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

本件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・添加物 4品目

「L-酒石酸カリウム」、「DL-酒石酸カリウム」、「メタ酒石酸」及び「炭酸カルシウム」
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当の川西委員から説明。

本件については、添加物専門調査会において審議することとなった。

・化学物質・汚染物質 1案件

酒精飲料中のメタノールの規制値変更について

(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件については、当委員会により実施された添加物「二炭酸ジメチル」の食品健康影響評価において、二炭酸ジメチルの加水分解物としてメタノールの評価を行い、平成31年1月29日付け府食第36号において、厚生労働省に評価結果を通知したところであり、その後、新たな知見の存在は確認されていない。

また、厚生労働省からの説明のとおり、二炭酸ジメチルの評価結果において示されたメタノールの一日摂取量に、本改正によって増加する一日推定摂取量を加えても、ヒトにおける知見、通常の食習慣におけるメタノールの摂取量及びFDAにより設定された許容一日摂取量を踏まえると、安全性に懸念がないと考えられる。

以上のことから、本件については、「食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「豚コレラマーカークワチンを接種した豚に由来する食品の安全性に関する食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「1,3-ジクロロプロペン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「オキサチアピプロリン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「シクラニリプロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「1,3-ジクロロプロペンの許容一日摂取量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg 体重と設定する。」

「オキサチアピプロリンの許容一日摂取量（ADI）を3.4 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）をは設定する必要がないと判断した。」

「シクラニリプロールの許容一日摂取量（ADI）を0.012 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）をは設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) 菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループの設置について

→事務局から説明。

案のとおり、委員会の下に、「菌末を原材料として使用する調製粉乳に関するワーキンググループ」を設置することとなった。

(6) 食品安全委員会の運営について(令和元年7月～令和元年9月)

→事務局から報告。